

平成26年

第1回市議会定例会 議案第37号

函館市職員退職手当条例の一部改正について

函館市職員退職手当条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成26年2月27日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

函館市職員退職手当条例の一部を改正する条例

函館市職員退職手当条例（昭和59年函館市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項各号列記以外の部分中「という。）」の後ろに「（以下「退職日給料月額」という。）」を加え、同条第2項各号列記以外の部分中「よらず」の後ろに「，かつ，第11条の2第11項に規定する認定を受けないで」を加え，「を含む」を「および傷病によらず，地方公務員法第28条第1項第1号から第3号までの規定による免職の処分を受けて退職した者を含む。以下この項，第7条の4第4項および第9条第7項において「自己都合等退職者」という」に，「その者が」を「自己都合等退職者が」に改める。

第4条第1項を次のように改める。

10年を超え25年未満の期間勤続した者であつて，次に掲げるものに対する退職手当の基本額は，退職日給料月額に，その者の勤続期間の区分ごとに当該区分に応じた割合を乗じて得た額の合計額とする。

(1) 地方公務員法第28条の2第1項の規定により退職した者（同法第28条の3第1項の期限または同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。）

(2) 法律の規定に基づく任期を終えて退職した者

(3) その者の事情によらないで引き続いて勤続することを困難とする理由により退職した者で任命権者が市長の承認を得たもの

(4) 第11条の2第11項に規定する認定（同条第1項第1号に係る

ものに限る。)を受けて同条第16項第3号に規定する退職すべき期日に退職した者

第4条に次の1項を加える。

- 3 第1項に規定する勤続期間の区分および当該区分に応じた割合は、次のとおりとする。
- (1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の125
 - (2) 10年を超え15年以下の期間については、1年につき100分の137.5
 - (3) 15年を超え25年未満の期間については、1年につき100分の200

第5条の見出し中「整理退職等」を「25年以上勤続後の定年退職等」に改め、同条第1項を次のように改める。

次に掲げる者に対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間の区分ごとに当該区分に応じた割合を乗じて得た額の合計額とする。

- (1) 25年以上勤続し、地方公務員法第28条の2第1項の規定により退職した者（同法第28条の3第1項の期限または同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。）
- (2) 地方公務員法第28条第1項第4号の規定による免職の処分を受けて退職した者
- (3) 第11条の2第11項に規定する認定（同条第1項第2号に係るものに限る。）を受けて同条第16項第3号に規定する退職すべき期日に退職した者
- (4) 公務上の傷病または死亡により退職した者
- (5) 25年以上勤続し、法律の規定に基づく任期を終えて退職した者
- (6) 25年以上勤続し、その者の事情によらないで引き続いて勤続することを困難とする理由により退職した者で任命権者が市長の承認を得たもの
- (7) 25年以上勤続し、第11条の2第11項に規定する認定（同条

第1項第1号に係るものに限る。)を受けて同条第16項第3号に規定する退職すべき期日に退職した者

第5条に次の1項を加える。

3 第1項に規定する勤続期間の区分および当該区分に応じた割合は、次のとおりとする。

(1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の150

(2) 10年を超え25年以下の期間については、1年につき100分の165

(3) 25年を超え34年以下の期間については、1年につき100分の180

(4) 34年を超える期間については、1年につき100分の105

第5条の3の表以外の部分中「第5条第1項」を「第4条第1項第4号および第5条第1項(第1号および第5号を除く。)」に改め、「(25年以上勤続し、法律の規定に基づく任期を終えて退職した者を除く。)」を削り、「25年以上で」を「20年以上で」に、「10年」を「15年」に、「同項」を「第4条第1項、第5条第1項」に改め、同条の表読み替える規定の欄中「第5条第1項」を「第4条第1項および第5条第1項」に改め、同表読み替える字句の欄中「100分の2」を「100分の3(退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあつては、100分の2)」に改める。

第6条の2を次のように改める。

(退職の理由の記録)

第6条の2 任命権者は、第4条第1項第3号および第5条第1項第6号に掲げる者の退職の理由について、市長が定めるところにより、記録を作成しなければならない。

第7条の3の表読み替える字句の欄中「100分の2」を「100分の3(退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあつては、

100分の2)」に改める。

第7条の4第4項第1号中「自己都合退職者（第3条第2項に規定する傷病または死亡によらずにその者の都合により退職した者をいう。以下この項において同じ。）」を「自己都合等退職者」に改め、同項第2号から第5号までの規定中「自己都合退職者」を「自己都合等退職者」に改める。

第9条第7項第1号中「傷病または死亡によらず、その者の都合により退職した者」を「自己都合等退職者」に改める。

第11条の次に次の1条を加える。

（定年前に退職する意思を有する職員の募集等）

第11条の2 任命権者は、定年前に退職する意思を有する職員の募集であつて、次に掲げるものを行うことができる。

(1) 職員の年齢別構成の適正化を図ることを目的とし、定年から15年を減じた年齢以上の年齢である職員を対象として行う募集

(2) 職制の改廃または勤務公署の移転を円滑に実施することを目的とし、当該職制または勤務公署に属する職員を対象として行う募集

2 任命権者は、前項の規定による募集（以下この条において単に「募集」という。）を行うに当たっては、当該募集に関し次に掲げる必要な事項を記載した要項（以下この条において「募集実施要項」という。）を当該募集の対象となるべき職員に周知しなければならない。

(1) 前項各号の別

(2) 第11項の規定により認定を受けた場合に退職すべき期日または期間

(3) 募集をする人数

(4) 募集の期間

(5) 募集の対象となるべき職員の範囲

(6) 募集実施要項の内容を周知させるための説明会を開催する予定があるときは、その旨

(7) 第9項の規定による応募（以下この条において単に「応募」という。）または応募の取下げに係る手続

- (8) 第12項の規定による通知の予定時期
 - (9) 第7項に規定する時点で募集の期間が満了するものとするときは、その旨および同項に規定する応募上限数
 - (10) 募集に関する問合せを受けるための連絡先
 - (11) その他市長が定める事項
- 3 任命権者は、募集実施要項に前項第5号に掲げる職員の範囲を記載するときは、当該職員の範囲に含まれる職員の数が募集をする人数に1を加えた人数以上となるようにしなければならない。ただし、第1項第2号に掲げる募集を行う場合は、この限りでない。
- 4 任命権者は、募集実施要項に募集の期間を記載するときは、その開始および終了の年月日時を明らかにしてしなければならない。
- 5 任命権者は、募集の目的を達成するため必要があると認めるときは、募集の期間を延長することができる。
- 6 任命権者は、前項の規定により募集の期間を延長した場合には、直ちにその旨および延長後の募集の期間の終了の年月日時を当該募集の対象となるべき職員に周知しなければならない。
- 7 任命権者が募集実施要項に募集の期間の終了の年月日時が到来するまでに応募をした職員の数が募集をする人数以上の一定数（以下この項において「応募上限数」という。）に達した時点で募集の期間は満了するものとする旨および応募上限数を記載している場合には、応募をした職員の数が応募上限数に達した時点で募集の期間は満了するものとする。
- 8 任命権者は、前項の規定により募集の期間が満了した場合には、直ちにその旨を当該募集の対象となるべき職員に周知しなければならない。
- 9 次に掲げる者以外の職員は、市長が定めるところにより、募集の期間中いつでも応募し、第16項第3号に規定する退職すべき期日が到来するまでの間いつでも応募の取下げを行うことができる。
- (1) 第2条第2項の規定により職員とみなされる者
 - (2) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用さ

れる者

(3) 第2項に規定する退職すべき期日または同項に規定する退職すべき期間の末日が到来するまでに定年に達する者

(4) 地方公務員法第29条の規定による懲戒処分（故意または重大な過失によらないで管理または監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。）またはこれに準ずる処分を募集の開始の日において受けている者または募集の期間中に受けた者

10 前項の規定による応募または応募の取下げは職員の自発的な意思に委ねられるものであつて、任命権者は職員に対しこれらを強制してはならない。

11 任命権者は、応募をした職員（以下この条において「応募者」という。）について、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、応募による退職が予定されている職員である旨の認定（以下この条において単に「認定」という。）をするものとする。ただし、次の各号のいずれにも該当しない応募者の数が第2項に規定する募集をする人数を超える場合であつて、あらかじめ、当該場合において認定をする者の数を当該募集をする人数の範囲内に制限するために必要な方法を定め、募集実施要項と併せて周知していたときは、任命権者は、当該方法に従い、当該募集をする人数を超える分の応募者について認定をしないことができる。

(1) 応募が募集実施要項または第9項の規定に適合しない場合

(2) 応募者が応募をした後地方公務員法第29条の規定による懲戒処分（第9項第4号に規定する故意または重大な過失によらないで管理または監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。）またはこれに準ずる処分を受けた場合

(3) 応募者が前号に規定する処分を受けるべき行為（在職期間中の応募者の非違に当たる行為であつて、その非違の内容および程度に照らして当該処分に値することが明らかなものをいう。）をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する信頼を確保する上で支障を生ずると認める場

合

(4) 応募者を引き続き職務に従事させることが公務の能率的運営を確保し、または長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

- 12 任命権者は、認定をし、またはしない旨の決定をしたときは、遅滞なく、市長が定めるところにより、その旨（認定をしない旨の決定をした場合においてはその理由を含む。）を応募者に書面により通知するものとする。
- 13 任命権者が募集実施要項において退職すべき期間を記載した場合には、認定を行つた後遅滞なく、当該期間内のいずれかの日から退職すべき期日を定め、市長が定めるところにより、前項の規定により認定をした旨を通知した応募者に当該期日を書面により通知するものとする。
- 14 任命権者は、認定を行つた後に生じた事情に鑑み、認定を受けた職員（以下この項および次項において「認定応募者」という。）が第16項第3号に規定する退職すべき期日（以下この項および次項において「退職すべき期日」という。）に退職することにより公務の能率的運営の確保に著しい支障を及ぼすこととなると認める場合において、当該認定応募者にその旨およびその理由を明示し、市長が定めるところにより、退職すべき期日の繰上げまたは繰下げについて当該認定応募者の書面による同意を得たときは、公務の能率的運営を確保するために必要な限度で、退職すべき期日を繰り上げ、または繰り下げることができる。
- 15 任命権者は、前項の規定により退職すべき期日を繰り上げ、または繰り下げた場合には、直ちに、市長が定めるところにより、新たに定めた退職すべき期日を当該認定応募者に書面により通知しなければならない。
- 16 認定を受けた応募者が次の各号のいずれかに該当するときは、認定は、その効力を失う。
 - (1) 第15条第1項各号のいずれかに該当するに至つたとき。

- (2) 第22条第1項または第2項の規定により退職手当を支給しない場合に該当するに至ったとき。
 - (3) 募集実施要項に記載された退職すべき期日もしくは前項の規定により応募者に通知された退職すべき期日が到来するまでに退職し、またはこれらの期日に退職しなかつたとき（前2号に掲げるときを除く。）。
 - (4) 地方公務員法第29条の規定による懲戒処分（懲戒免職の処分および第9項第4号に規定する故意または重大な過失によらないで管理または監督に係る職務を怠つた場合における懲戒処分を除く。）またはこれに準ずる処分を受けたとき。
 - (5) 第9項の規定により応募を取り下げたとき。
- 17 任命権者は、この条の規定による募集および認定について、市長が定めるところにより、募集実施要項（第11項に規定する方法を周知した場合にあつては当該方法を含む。）および認定を受けた応募者の数を公表しなければならない。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（提案理由）

早期退職者の募集および認定の制度を導入し、ならびに定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例措置について、その対象となる者の範囲を拡大する等の見直しを行うこととするため